

第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
変 更 す べ き 事 項			
変 更 前	栽培地の数・位置・面積		
	業 務 上 大 麻 を 取 り 扱 う 事 務 所 の 位 置		
	住 所 地 ・ 氏 名 (法人又は団体にあつては、業務を行う役員の氏名)又は名称		
	そ の 他		
変 更 後	栽培地の数・位置・面積		
	業 務 上 大 麻 を 取 り 扱 う 事 務 所 の 位 置		
	住 所 地 ・ 氏 名 (法人 又は団体にあつては、 業 務 を 行 う 役 員 の 氏 名) 又 は 名 称		
	そ の 他		
変更の事由及びその年月日			
上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称) 長野県知事 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

事 項	1 第一種大麻草採取栽培者名簿の記載事項に変更があったとき 2 事由の生じた日から 15 日以内
根拠法令	法第6条 省令第3条
提出部数	2部(薬事管理課 1部、保健所 1部)
添付書類	1 免許証 2 住所地、氏名又は名称の変更の場合 住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの等(法人等の場合は定款及び登記事項証明書等) 3 栽培地の数、位置、面積の変更の場合 変更前及び変更後の状況がわかる図面、栽培地の区域を示す図面、栽培地の登記事項証明書、栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書等栽培地を使用することができる旨を証明する書類及び栽培地所有者の大麻草栽培に関する同意を証する書類 4 業務上大麻を取り扱う事務所の位置を変更した場合 当該事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 5 法人等でその業務を行う役員が追加変更される場合 その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの、当該役員の精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書並びに当該役員が法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書 6 付加的に栽培目的が追加又は変更される場合 (例 衣服製品の原材料採取目的に神事用製品の原材料採取の目的を追加する場合) 事業計画書 7 免許に付した条件に変更が生じる場合 事業計画書
手数料	3,300 円 (長野県収入証紙またはオンライン決済※) ※オンライン決済による納入の場合は、以下の QR コードから利用者側 URL にアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」を行うこと。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う (https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75981) 

そ の 他	1 次の変更内容の場合は、免許の再申請が必要となるため、免許申請の手続きをとらせること。 (1) 申請時における事業計画において想定されていなかった栽培地を追加する場合において、当該栽培地の面積が、既存の栽培地の面積(申請時、事業計画書で示していたものを含む。)を含め概ね3分の1を超える場合 (2) 申請時における栽培目的から全く異なる目的が追加又は変更される場合 (例 繊維採取の目的から成分の抽出に目的が変更される場合) 2 郵送交付を希望する場合は、申請者が宛名を記載した書留郵便(料金相当の切手を貼付)やレターパックプラス等、郵便物の追跡が可能なA4サイズ以上の送付用封筒を用意させ、申請時に提出させること。
--------------	---